

特記仕様書

- 1 件名
宮古島 (7) 燃料施設給油ホース取替
- 2 場所
沖縄県宮古島市上野字野原 83-1-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- 3 履行期間
契約日の翌日から令和7年8月29日まで (現場作業については7月31日までに実施すること)
- 4 概要
懸垂式計量機給油ホースの取替 ・ ・ ・ 4箇所
- 5 一般仕様
 - (1) 一般事項
ア 本役務は、本特記仕様書によるほか、設計図及び標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行う。
なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。
(ア) 標準仕様書等
a 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 令和7年版
b 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) 令和7年版
(イ) 積算基準類
a 公共建築工事積算基準
b 公共建築改修工事積算基準の運用
(ロ) その他基準類
a 公共建築工事標準仕様書
b その他基準類
(ウ) 公共建築工事標準仕様書
本役務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等 (条例を含む。) を遵守し、材料の選定、品質性の確保、工法の選定、検査等を行う。
イ 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。
エ 本役務の実施に当たり、設計図書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (2) 駐屯地への立入りのために必要な手続き及び駐屯地規則厳守の徹底
ア 駐屯地への立入り及び行動 (出入り手続・火気取扱い・通行路等) は、当該駐屯地の規則 (部隊諸規則) 及び関係者の指示を厳守して行うものとし、施工地域以外への立入りを禁止する。
イ なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。
ウ 駐屯地の区域内における車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。
エ 駐屯地の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工する。万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。
 - (3) 現場管理
ア 現場代理人等
イ 受注者は、本役務の着手に先立ち現場代理人及び主任技術者を配置する。
ロ なお、現場代理人と主任技術者は兼任できる。
(ウ) 本役務の施工に際し、資格を必要とする作業等については、その資格の免状の写しを監督官に提出する。
イ 発生材等の処理
本役務による発生材は、金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積・整理する。また、金属屑以外の発生材については、産業廃棄物として関係法令等に基づき適切に処分し、処理完了後、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票 (写し) を提出する。
ロ 養生
既存施設部分、目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。
エ 後片付け
役務の完了に際しては、当該範囲に関する部分の後片付け及び清掃を行う。
 - (4) 作業時間
本役務における駐屯地の入出時間等は、8時30分から17時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上、実施する。

- (5) 提出書類等
ア 本役務の写真は、カメラ (カラー) 又はデジタルカメラ (総画素数80万画素以上及びピクチャール形式JPEG) を使用し、着手前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。
イ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。

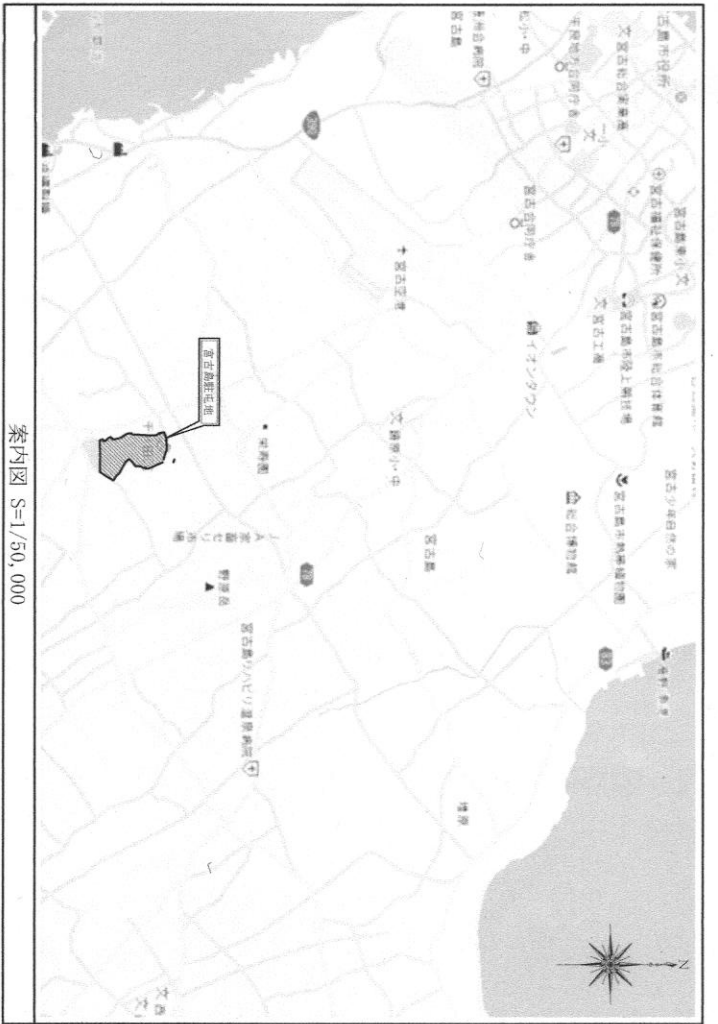
- 6 役務仕様
 - (1) 材料
ア 本役務に使用する材料は設計図書に適合するものとし、全て新品とする。
イ 材料の色等については、監督官の指示を受ける。
ウ 材料の搬入ごとに、監督官に報告する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
エ 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 仮設
ア 本役務では原則として、駐屯地の用水、電力の使用はできない。使用する場合は仮設用メーターを設置し使用料を徴収する。
イ 懸垂式懸置器は高さ約5,000程の高さに設置されており、施工のため必要な高所作業車又は仮設足場等については請負者の負担で準備すること。

- (3) 修理内容
ア 修理を行う計量機は下表による。

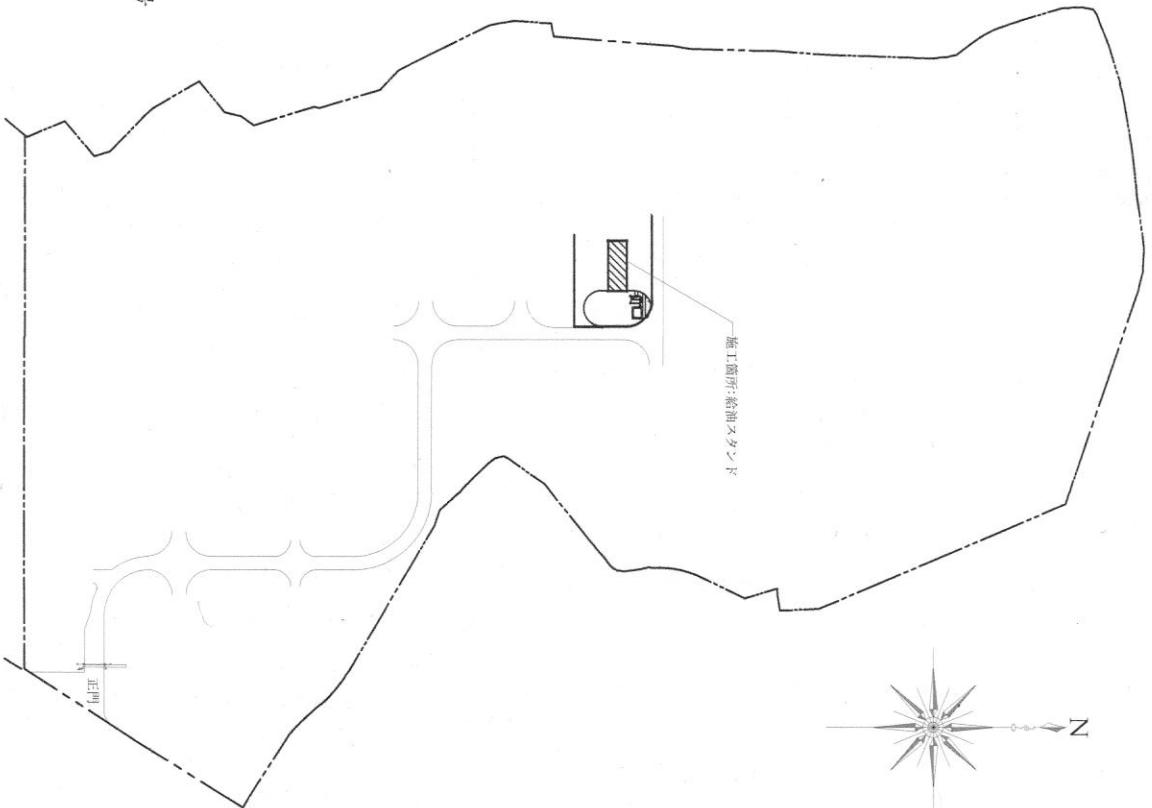
施工場所	名称	製造所	規格 (型番)	数量
燃料施設	懸垂式計量器 (2ホース付) 1号、2号	日立ヒートテックシステム アビエイト (株)	SHIMW-TL	2台
下表に示す作業を実施する。				
施工場所	名称	項目	詳細取替品目	数量
燃料施設	懸垂式計量器 (2ホース付)	給油ホース取替	ホース (H) レバーノズル (SH) ノズルカバネグリーンス (Fガタン)	4本 4個 4個

- ウ 修理の確認
(ア) 修理完了後、監督官立会いのもと、給油ホースが正常に動作し、軽油の漏れがないことを確認する。
(イ) 本役務によっても給油ホースが軽油の漏れが止まらない場合は、その原因を調査し修理に係る見積書添えて監督官に報告する。

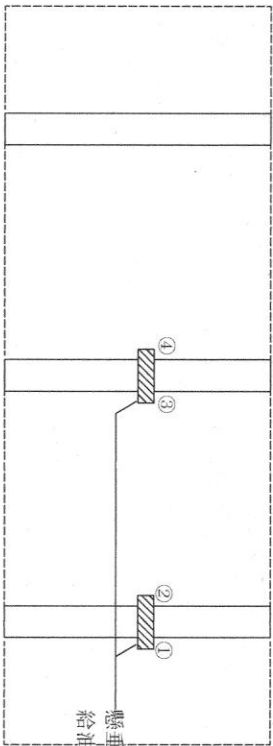
件名	宮古島 (7) 燃料施設給油ホース取替	図名	特記仕様書	図番	2 / 3
宮古島駐屯地業務隊管理科			縮尺	R7.6.25	



案内図 S=1/50,000



配置図 S=1/3,000



懸垂式計量器(2ホ-カ17)1号、2号
給油ホースの取替4か所①~④

20号燃料施設平面図 S=1/200

件名	宮古島(7)燃料施設給油ホース取替	図面番号	3/3
図名	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
宮古島駐屯地業務隊管理科		図面番号	R7.6.25